

国際貿易交渉から持続可能な国内農業を守る特別決議

J Aグループ福島は、危機的状況にある本県農業の更なる振興に向けて、3つの重要戦略の実践に組織一丸となって取り組むことを決議した。

こうした中、環太平洋連携協定（TPP11）が12月30日に発効することが確定し、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）については、今国会に承認案が提出され、来年2月にも発効する見通しとなっている。

これらにより、我が国は過去最大の農畜産物市場開放に踏み出すこととなる。

さらに、日米物品貿易協定（TAG）の交渉開始が合意され、生産現場にはTPP11の合意水準をも超える実質的な日米自由貿易協定（FTA）につながるのではないかと不安が広がっている。

歯止めのない農畜産物輸入拡大は、食料自給率の低下のみならず、農業のもつ国土保全機能の維持や、国民・消費者への安全・安心な食料の安定供給を一層困難にさせる恐れがある。

以上の情勢を踏まえ、J Aグループ福島は、国際貿易交渉から持続可能な国内農業を守るための要請活動を展開する。

記

- 1 今国会に提出されている日EU・EPAの承認案については、国内農業への影響等に関する十分な国会審議を行うとともに、TPP11関連対策も含めて生産者が将来の経営を見通せる万全且つ中長期的な国内農業対策を講じること。
- 2 日米間のTAG交渉については、交渉内容の開示と国民への十分な説明を行うとともに、わが国農業・農村に悪影響が生じないように、米国の強硬な対日要求には毅然とした態度を堅持し、国民合意に基づく交渉を行うこと。

以上、決議する。

平成30年11月16日
第40回J A福島大会